

割合を 2027 年までに 50%以上とする。 (イ) 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。 (ウ) 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。	(イ) 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。 (ウ) 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。	縄県介護施設 SAFE 協議会による転倒防止・腰痛予防対策の好事例を周知する。
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。	増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を周知し、その取組を指導する。
エ 働き盛り世代の健康づくり対策の推進 (ア) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を 2027 年までに 5,000 件以上とする。	職場の定期健康診断の有所見率の全国平均との差を 2022 年と比較して 2027 年までにその拡大に歯止めをかける。	(ア) 労働衛生管理体制の確立（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任等）を指導する。 (イ) 健康診断及び事後措置の実施を指導する。